表紙写真の紹介



村内で燃えるゴミの ◎回収作業を行っている ようす。新型コロナウ イルス感染症拡大の中 清潔な環境を保ち、 人々が快適に暮らせて いることは、日々働く 皆さんのおかげです。 村民生活を支える皆さ んに心からの感謝を。

はじめよう

どなたでも傍聴できます。 役場議会棟2階にお越し ください。(受付は30分前から)



12月定例会日程

村内各コミセン 総合福祉センター「絆」 でライブ配信中



※日程は変更になる場合があります。



12月18日(金) 午前10時~ 議案審議

選挙の「供託金」ってなに?

令和2年6月、公職選挙法の一部を改正する法律が成立し、 公布されました。

今回は、公職の選挙に立候補する際に、必要となる供託金 についてお伝えします。



供託金ってなに?

国や県、市などの選挙に立候補する場合、立候補の 濫用防止などが目的で、それぞれに定められた供託 金を納める必要があります。





村の選挙ではいくら必要なの?

村長選挙では50万円の供託金が 必要ですが、町村議員の選挙で は供託金がないため、村議会選 挙では必要ありませんでした。し かし、令和2年6月の法改正によ り、次回の選挙から15万円の供 託金を納めることになります。



供託金はどうなるの?

供託金は何かに使用するとい うことは無く、定められた得 票数を満たせば返金されます。 一方、その定められた得票数 に満たない場合、供託金は村 に帰属されます。

会 編集委員会

委 員

委員長 寺門

定節 大名美恵子

副委員長 越智 辰哉

植木 伸寿 河野 健一

阿部 功志

三上 修

